ついては人事課へ伝える。

労安視

は決まっていない。

配置等要望に

点は研修・啓発は考えなければな

加)も考慮しなければならない。

労安視点(事故率増

個別対応しているが詳しく

ついてどのようなことが考えられ

れているが、

ではないか。

その配置や働き方に

組織的な対応が必要

的に示すことを求める。

現在、諸般の事情に個別対応さ

職員配置や健康等への配慮を具体

加齢に伴う諸課題について

はいけない。 正規職員が残るので採用し

ができない』『自分に何かあった技術職等専門職について『継承 もある。余計な不安を感じさせて 時の代わりがいない』といった声 度もある。 止めを行なわないこと。

定年退職者が発生しない年 継続的な新規職員採用 会計年度任用職員の雇

など、他市と一

いうのは違う。

制度を条例化. 験等を十分に活かすべく、 に規定されている高齢者部分休業 、すること。 高齢職員が増えることで介護問 高齢期雇用の職員の知識経 働く選択肢を拡 地公法

> また、『2022人事院勧告の概 要の2. -時金』支給月数の表に 記載漏れがありました。

『※再任用職員は今年の12月に 勤勉手当0.05月増額 来年度以降、6月、12月それ ケートの声を交渉で訴えました。概要を役員以外の参加はありませんでしたが、 に職員課長交渉を行いました。第7波による影響から、組合では、定年引上要求回答を受け、8月10日(水) 概要を掲載します。 定年引上アン バランスは年齢構成の 問題。

人事

産休もそうであるが、

働きがいと生活が維持できる水準 を維持すること。

組合 月額は60歳時の7割水準。 体の裁量もある。7割水準の根拠 が曖昧であり、職員のモチベーショ 国からの通知に則り、 準拠とのことであるが自治

厳格に取り扱う。

現行通りで。

して規則及び運用の基準に基づき

職員の勤務成績等必要に応

歳到達賃金を引き上げること。

行(1)

55歳、

行(2)57歳及

働同一賃金というが、 の中でも幅がある。 書で出されたものである。 の原則もある。 が得られないのではないか、 が維持にも問題である。 裁量でやることに住民理解 根拠は人事院意見 給与表 同一労 当然にある。

き方はおかしい。

スキルアップ

10年間賃金が上がらないという働

に成れないのは「資質」とは違う。

ポストが空かなければ5級

説明すればよいことではないか。 市として独自の対応があっ 律に均衡の原則: 今後児相の設置 市民に対 一人職場 がある。 職員が出る。 職金による借入金返済や教育資金 生涯設計の中で60歳時の退

も共同で進めてもらいたい。その

伝えるだけではなく職員課

進捗について聞いていきたい。

てもよいのではないか。

割は納得できない。

進捗までは判らない。

を大切にしていることが伝わる。 大きい。 きかけも行なうこと。 年迄に拡大し、 退職金の一部支給はできないのか。 は一旦退職し再任用で。 に充てるなどの計画に影響がある 7割水準での支払い負担 条例規則なりの検討は考え 正規職員でありプラスの面 退職手当支給率を勤続40 退職金を計画していた人 市町村共済への働 対応で職員

2 0 2 2 年 8月18日(木) 第3567号 船橋市役所 職員労働組合 発行責任者 青木 賀 編集責任者

榊 義明 Tel 047 (436) 3093 fax (436) 3091 Eメール

f-kumiai@alpha. ocn. ne. jp

度配はある程 でき でき ると思う。 る人数はい

する。ことに反する。 数えるものとなっている事もある。 ないのは『知識経験を十分に発揮 度3日固定ではどうか。 題等も顕在化してくる。 ことであっても退職をせざるを得 ーをする問題がある。 現行制度を利用してもらい 人工がいなくなると、 部分休業制 定数1と 時的な カ

2022人事院勧告の概要

2. 給与改定の主な内容 一時金(4.30月分 ⇒ 4.40月分・勤勉手当引上げ)

6月期 12 月期 2022 1.20月 (支給済み) 1.20月(改定なし) 期末手当 年度 勤勉手当 0.95月 (支給済み) 1.05月(現0.95月) 2023年 期末手当 1.20月 1.20月 度以降 勤勉手当 1.00月 1.00月

※再任用職員は今年の12月に勤勉手当0.05月増額 来年度以降、6月、12月それぞれ勤勉手当0.025月増額 ※実施時期 法律の公布日

## 訂正とお詫び

お届けした人勧速報号外の内容につい て記載内容に誤りがありました。 お詫びして訂正させていただきます。

時間となり部長交渉を求め終了

『③再任用制度の改善措置が示されませ

③再任用職員への改善措置は一 -時金 0.05月増額の改善のみ

正しくは右の表になります。

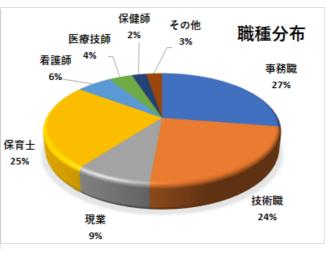
ぞれ勤勉手当0.025月増額』

## 定年延長アンケート結果

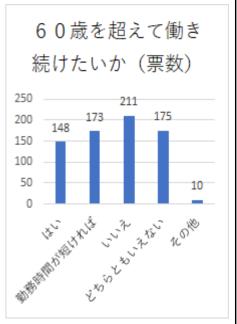
アンケート総数720件(うちネット回答136件)でした。無回答、複数回答などもあり回答総数と各項目総数が一致しない場合もありますが、寄せられた回答を一覧で掲載します。

自由筆記については、ページの関係から一部抜粋しての掲載となりますこと、ご了承ください。





- ※年齢分布、職種分布ともに、幅広い回答となっています。
- ※回答年齢の半数が20代、30代となっており、60歳以降の働き方が未確定な傾向が出ています。



働き続けたい理由(複数回答)	票数
自治体の仕事が好きだから	6
経験やスキルを更に伸ばせる	11
定期収入を得るため	140
社会参加の継続	58
仕事のやりがい・生きがいに繋がる	42
時間を持て余さずにすむ	47
長く働けると思うと労働意欲が湧く	7
その他	8

時間が短ければの理由(複数回答)	票数
週2日なら	20
週3日なら	137
週4日なら	45
その他	18

いいえと答えた理由(複数回答)	票数
介護(看護)をしなければならない	10
賃金がカットされるから	24
成果をあげ続ける自信が無いから	35
フルタイムで長く働く気は無いから	85
セカンドライフを深めたいから	137
新しい生きがいを見つけたいから	66
健康上の不安	48
その他	20

どちらともいえない理由(複数回答)	票数
時間的問題	48
金銭的問題	93
健康面の問題	113
介護・看護の問題	35
その他	36

フ割に下げられる給与水準をどう思うか(2つまで)	票数
高すぎる	10
やや高い	24
適正・充分	190
やや低い	108
低い	109
低すぎる	81
間じ仕事なのに不公平	242
その他	59

役職定年制導入による職場の課題(複数国)	票数
長く現場を離れており仕事が出来るか不安	150
役職定年者の「色」により職場はやりにくい	241
上司・部下が逆転し、教え(教わり)にくい	331
役職定年者の居場所がなさそう	126
役職定年者の仕事が必要	139
課題はない、一般の係員と全く同様で良い	122
その他	43

定年引上げによる職場・自分の不安(複数回答)	票数
60歳を超えて一人前の仕事ができるか	329
高齢の部下・同僚が増えてやりにくそう	192
仕事の偏りや他職員へシワ寄せが起きないか	293
年齢構成がいびつにならないか	150
新人が採用されないのではないか	194
定年まで無理して頑張ってしまう職員が増えそう	158
その他	41

自由筆記欄に寄せられた回答 ●60歳になっても生活費もローンも仕事も7割にはなりません!●保育の現場は体力次第。定年が延びたところでその分他の職員へのシワ寄せ、更なる疲労が目に見えているのではないか。●賃金カーブのイメージを見たが、60歳を機に7割に賃金が下げられたとしても、今までの賃金カーブは維持して欲しい。60歳までの間にもらえるはずだった賃金を抑えて60歳以降に貰うのは、おかしいと思う。みんな健康に不安なく60歳を超えて働き続けられる保障はない。●高齢化社会なのでしっかりとした組織化をしないといけないと思います。定年退職者の能力を発揮出来る職場作りが大事だとも思います。●退職金が60歳で出ないと、住宅ローンの返済に困る。●正規職員、再任用、会計年度の比率がおかしいと思う。正規職員少なすぎ。●定年引上げの前に新採を増やして欲しいです。●経験があるのに給与が低下するのは矛盾している。●高齢になるので、仕事内容を考えてお願いしないと健康面、けがなどが心配。●その人物にもよりますが部下だった人はやりにくいと思う。●仕事をお願いしにくく、結局若手だけが働く事になる。●現業は現役も60歳以降もたいていは同じ仕事なのに給与が下がることに納得いかない●個人の資質によるが『管理職の仕事は部下に仕事をさせる事』と言っていた者が、部下になって仕事をするか疑問である。知り合いの部課長を動かそうとする者がやたらと増えそう。